寄附した年を記入してください。

記入例

令和〇〇年寄附分　市町村民税 道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
春日井市長　石　黒　直　樹　宛

住　所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	整理番号	
		フリガナ	カスガイ　タロウ
		氏　名	春日井　太郎
		個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
電話番号	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

「個人番号欄」には、あなたの個人番号（行政手続における特[illegible]を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

住所、**電話番号**、**氏名（フリガナ）**、**個人番号（マイナンバー）**、**生年月日**を記入してください。

あな[illegible]第８項）の規定による寄附金税額控除に[illegible]、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年１月 10 日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第 13 項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附年月日と**金額**を記入してください。

１．春日井市に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和〇〇年〇〇月〇〇日	１０，０００円

２．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である	☑

（注）　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者と[illegible]）に該当すると見込まれる者をいいます。

(1)　地方団体に対する寄附金を支出する年[illegible]による申告書を提出する義務がない者又は同[illegible]する者

(2)　地方団体に対する寄附金を支出する年[illegible]民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で**所得税や住民税の申告を行う必要がない場合**、チェックをしてください。

②　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である	☑

（注）　地方税法附則第７条第２項(第９項)に規定する要件に該当する者とは、この申[illegible]告特例対象年の１月１日から 12 月 31 日の間に申告の特[illegible]５以下であると見込まれる者をいいます。

ワンストップ特例申請で寄附をする自治体数が年間で**５団体以内であると見込まれる場合**、チェックをしてください。

こんなときは!?

Q1　特例申請を出したけど、やっぱり確定申告をすることになりました。どうしましょう。

A1　確定申告の内容が優先されますので、必ずふるさと納税の寄附金控除もあわせて申告してください。

Q2　特例申請をした後に、住所（氏名）が変わりましたが、手続きは必要ですか。

A2　変更申請が必要ですので、お問い合わせください。